

## 1 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき、鳥取港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物)

第2条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表に掲げるもの以外のもの(知事が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。)とする。

別表

漁港区	(1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号、第9号から第9号の3まで及び第10号の2に掲げる港湾施設 (2) 漁船のための係留施設、給油施設、給水施設及び給水施設 (3) 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設 (4) 荷さばき所その他水産物の処理のための施設 (5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 (6) 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設 (7) 網干し場その他漁具の補修又は保管のための施設 (8) 漁船乗組員及び漁業関係労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 (9) 漁業会社、漁業協同組合その他知事が指定する団体及び業者の事務所 (10) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所
-----	--

(注) 漁港区 …… 港湾関連用地（水産物加工施設等用地）